

各 部 局 長 殿

副市長 永山 英也

令和8年度の予算編成に対する基本的な考え方について（依命通知）

令和8年度の予算編成方針が決定されましたので、次の基本的な考え方に沿って予算編成作業を行ってください。

国は、「令和8年度概算要求について」において、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映。」と示しています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ向けて

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着
2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
4. 国民の安心・安全の確保

の4つを挙げ、賃上げを起点とした成長型経済の実現により、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指しています。

本市では、令和7年度を始期とする「第六次宮崎市総合計画」の基本構想において、将来の都市像を「挑戦し、成長する 開かれたまち ～OPEN CITY MIYAZAKI～」としています。その実現に向けて、「経済」「ひと」「未来」の観点から、経済においては「時代の変化を見据えて成長し、世界に開かれているまち」、ひとにおいては「多様性を認め、互いに支え合う みんなに開かれているまち」、未来においては「明日への希望にあふれ、未来に開かれているまち」の3つをめざす姿としています。そして、第六次宮崎市総合計画を推進する上では、「持続可能で開かれた行財政運営」と「公民連携の推進」を行財政運営の基本的な方向性として定めており、特に財政分野においては「不断の歳出改革」と「多角的視点による歳入確保」により財政健全化を実現していくこととしています。

令和8年度の具体的な財政収支の見込みに関し、歳入面では、市税や地方交付税等の増収が見込まれるものの、複数の交付金で減少が見込まれるなど、安定的な歳入の確保が見通せない状況となっています。また、歳出面では、高齢者の人口増に伴

う医療・介護需要の増嵩が引き続き見込まれることに加え、物価高騰・賃金上昇への対応、また、自然災害、老朽化した公共施設の修繕更新への対応などが見込まれることから、予算編成に当たり、今後10年間の財政収支を推計したところ、大幅な一般財源の不足が見込まれています。

このことから、令和8年度の予算編成においては、将来にわたって市民に真に必要なサービスを提供できる健全な財政の実現に向けて、次に示す3つの基本方針に沿って、予算編成を行います。

1 3つの基本方針

(1) 第六次宮崎市総合計画「重点プロジェクト」の積極的な推進

第六次宮崎市総合計画では、人口減少・少子高齢化を本市の最大の課題と捉えており、その中でも、より人口減少に焦点を当て、本市が取り組むべき喫緊の課題を取りまとめたものとして「重点プロジェクト」を展開することとしています。この「重点プロジェクト」の3つの柱「力強い経済への挑戦」「自立し、支え合う社会づくり」「未来のまちづくり」に対して、選択と集中の下、積極的かつ優先的に取り組みます。

(2) 中期財政計画に基づく財政健全化対策

第六次宮崎市総合計画に合わせて策定した「中期財政計画（期間：令和7～11年度）」において、理想とする財政のすがた～将来を見据えた、持続可能な財政の実現～を念頭に、3つの財政目標「市債残高の圧縮」「財政調整基金の確保」「将来負担比率の堅持」の達成を目指します。

この達成に向けて、歳入面においては、ふるさと納税のさらなる獲得や公有財産の活用のほか、民間投資を増やすことによる税収増・地域内経済循環の確立に取り組みます。歳出面においては、公共施設の最適化をはじめ、各事業においてゼロベースでの不断の見直しなど、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた財政健全化対策に取り組みます。

(3) 市役所改革・公民連携・DXの推進

市役所改革推進プランに基づき、職員の意識改革や業務の抜本的見直し（BPR）に加え、職員の業務状況やライフスタイルに応じた適切な働き方改革を進めることで、業務の生産性を高めるとともに、成果を重視し、限られた財源の有効活用を図ります。

また、複雑・多様化する市民ニーズや社会課題の解決に向けては、行政主導では適切かつ効果的な対応が困難となる事例が増加していることに加え、民間の専門性やノウハウが十分に発揮されることによって事業の成果が高まることが見込まれることから、民間主導・行政支援による公民連携の推進を図ります。

さらに、宮崎市DX推進方針に基づき、全庁的な体制でDXを推進することで、デジタル技術を最大限に活用し、市民一人ひとりが豊かに暮らせるまちづ

くりを推進します。

2 要求のルール

(1) 「成果主義」という本市の経営方針に基づく事業評価制度の活用

事業評価制度の評価対象事業は、その評価結果を適切に反映した事業内容とし、事業評価対象外の事業も事業費ならびに内容を精緻に点検し、事業の積極的な統廃合や事業費の最適化を検討します。

また、既存事業の思い切ったスクラップと斬新な事業のビルドの徹底を図るため、管理事業等を除き、相対評価による優先順位付けを行った上で、予算要求を行うこととします。

さらに、事業の成果として、市民・事業者の所得や雇用機会、民間投資を増やすことによる税収増、外部（県外）への資金や所得の流出を抑制するとともに、外部からの資金獲得によって地域内経済循環を確立するといった「経済成長促進の視点（下記の1～3）」をもって、事業を企画立案します。

視点1 事業の成果として、市民・事業者の所得や雇用機会、民間投資を増やす事業、地域内経済循環を確立する事業を企画・立案する。

視点2 民間からの投資を誘発する規制緩和等を検討する。

視点3 公有財産を「稼ぐ資産」として位置づけ、民間との連携によって、公共施設の周辺エリアの資産価値の向上（固定資産税の増等）に加え、さらなる歳入確保策として、企業版ふるさと納税の獲得やネーミングライツの付与等を検討する。

なお、今回の極めて厳しい収支見通しを踏まえ、財源が確保できない事業は予算要求を認めないこととします。予算要求基準を達成していない部局は、相対評価等を基に、厳格に査定をしますので、当該事業を所管する部局は、関係団体等とは事前に調整をしておくこととします。

(2) 防災・減災対策等の強化推進

南海トラフ巨大地震や台風・豪雨災害などに対する災害対応力の強化に加え、防災意識の醸成や地域防災力の強化、避難所環境の改善など、令和7年8月に大幅改訂された宮崎市地域防災計画に基づく防災・減災に向けた取組を一層推進します。

(3) デジタルファーストの徹底とクラウド活用の推進

積極的なデジタル化とクラウドの活用を推進するとともに、刊行物等についても必要最小限の印刷とし、ペーパーレス化に確実に取り組みます。

また、各種の手続についてもオンライン化を積極的に推進し、業務の見直しを行い、業務をデジタルで通貫することを基本とし、コスト削減・業務効率化に取

り組みます。

(4) 「ゼロカーボンシティみやざき」の推進

事業の構築や見直しにあたっては、カーボンニュートラルの視点を取り入れ、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」の実現を推進します。

(5) 積極的な国・県等の補助制度の活用

新たな事業のみならず、既存の事業についても、国・県の補助制度、他団体の助成制度について幅広い視点から検討し、積極的に財源の確保に努めることとします。

(6) 令和6年度決算審査結果の反映

令和6年度決算審査の結果を踏まえ、意見・要望を適切に反映します。

(7) 予算要求基準の設定

「選択と集中」の観点から、限られた財源を適切に配分するため、「重点化事業」「政策的事業」「公共投資関係事業」「義務的経費」「一般行政事業」の5つの区分ごとに予算要求基準を設定します。（詳細は別紙）

(8) 各部局別予算達成目標の設定

厳しい財政状況の中で、市民サービスの水準を維持しつつ、第六次宮崎市総合計画の重点プロジェクトに掲げる人口減少対策をはじめとした新たな課題に対応するため、シーリングによる各部局別の予算達成目標を設定して必要な財源を捻出し、重点化事業等に優先的に予算を配分するなど、メリハリのある予算を目指します。

普通建設事業費以外の経費については、令和7年度当初予算額の一般財源に市債を加えた額（以下「一般財源ベース」という。）から、10%減じた額に物価高騰対策として各部局の特殊事情を勘案したうえで、全庁的には8%減じた額となる予算達成目標を個別に設定します。ただし、重点プロジェクト事業、市役所改革・公民連携・DX事業、防災・減災強化推進事業、エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業及び義務的経費（人件費・扶助費・公債費・特別会計繰出金等）の一部は、対象外とします。

また、普通建設事業費について、補助事業（交付金事業を含む。）は令和7年度当初予算額（一般財源ベース）で据え置き、単独事業は令和7年度当初予算額（一般財源ベース）から5%減じた額を予算達成目標として設定します。ただし、重点プロジェクト事業、エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業及び公共施設長寿命化対策推進事業等の一部は、対象外とします。

3 限られた予算の有効活用

- (1) 国の予算や地方財政計画等が未確定ではあるものの、これらの動向を見極めつつ、的確な予算の見積もりを行います。
- (2) 当初予算編成後に生じた制度改正等に伴う経費、災害復旧関係費等、緊急又は真にやむを得ないものを除き、原則として補正は行わないものとし、市民ニーズに直結する事項が生じた場合には、財政課と事前に十分調整を図ります。
- (3) 厳しい財政状況を踏まえ、市税等の収入未済額の縮減及び貸付金等の債権管理の適正化を図るとともに、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等の定期的な見直しなどの歳入確保の取組をこれまで以上に推進します。
さらに、「力強い経済への挑戦」として「稼ぐ市役所」の視点を意識し、公民連携の取組や、投入した予算が生む経済効果を意識した事業構築を積極的に推進します。
また、宮崎ふるさと愛寄附金（ふるさと納税）、広告事業の導入、特定目的基金の活用及び公益法人等の助成事業の有効活用等により、可能な限り財源の確保に努めます。
- (4) 監査委員による定期監査等や包括外部監査人による包括外部監査の指摘の中で、予算編成に関係する事項は、改善の上、適切に反映します。
- (5) 議会における決算審査特別委員会での意見を踏まえ、予算の積算を行う際は、多額の執行残が生じることのないよう十分に精査するとともに、予算執行段階において安易な流用が行われることのないように適正な見積もりに努めます。

4 事業立案の際に配慮すべき事項

新たに事業を立案しようとするとき、または既存事業を組み替える際、次の点に留意します。

- (1) 公民連携の仕組みづくり
- (2) E C R S（やめる、まとめる、入替、簡素化）の観点での見直し
- (3) アウトソーシング（外部委託・民間ノウハウの活用等）による業務の合理化・効率化
- (4) 宮崎市DX推進方針に基づくデジタル技術の活用
- (5) 障がい者や高齢者などの雇用・就業、自立への支援
- (6) ユニバーサルデザイン（だれもが無理なく利用できるサービス）の実現
- (7) 男女共同参画の視点
- (8) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消

法)への対応

- (9) 地域のまちづくりにおける各種団体の連携強化と継続性のある取組の確保
- (10) アンケート結果等の市民の声（ニーズ）と統計データ
- (11) 人口の「自然増」及び「社会増」、それらを促進する「生産性向上」の視点を持つことによる、人口減少社会への対応
- (12) 海外半導体メーカーの九州進出等による、インバウンド需要を効果的に根付かせる取組

5 組織改編への対応と人件費縮減の取組

定員及び組織については、より一層効率的かつ効果的な事務執行体制の確立を推進する観点から、市役所改革推進プランに基づき、職員の意識改革や業務の抜本的見直し（BPR）を行うことで、業務の生産性を高めるとともに、成果を重視し、限られた予算の有効活用を図り、「定員管理計画」に基づく適正な職員の配置に取り組みます。

また、正職員のみならず、会計年度任用職員等の非正規職員についても、真に必要な人員数を精査の上、最少の経費で最大の効果が得られるよう効果的な配置に努めます。

6 公共施設の適正な経営

公共施設（公の施設、庁舎などのいわゆるハコモノと道路、橋梁などのいわゆるインフラ）は、「宮崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、「総量の最適化」及び「質の向上」を進めるとともに、「投資の厳選」を図り、公共施設の適正な経営を推進します。

なお、ハコモノは、優先度の高い施設から集中的に改修等を行い、損傷判明後に修繕を行う事後保全型の維持管理から、施設・設備の特性に応じて行う予防保全型の維持管理にシフトしていくとともに、積極的に公民連携（PPP）を進め、修繕更新費用の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図っていきます。

また、インフラについても、ストックが増大し老朽化が進行する中で、維持更新費用の増大が見込まれることから、計画的かつ効率的な整備や維持・管理を行っていきます。

7 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

- (1) 特別会計については、積み上げによる要求としますが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰出金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上します。

また、常に使用料等の見直しに努め、必要最小限の経費を計上するなど事務費の節減や合理化を図り、一般会計と同様の視点に立ち、予算のスリム化等に努めます。

- (2) 企業会計についても、一般会計に準ずることとしますが、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立って経営の健全化に努めます。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を基本とし、基準外繰出金の削減に努めます。

8 公益法人等の経営の健全化

- (1) 本市が出資、補助等を行っている公益法人等については、その設立の趣旨に鑑み、「外郭団体の指導に関する指針」に基づき、組織機構の見直しや経営の合理化など、長期的見通しに基づく健全経営を行うよう要請します。

また、本市の給与制度を準用している団体については、本市の給与制度に改正があった場合には各団体への情報提供に遺漏がないよう努め、各団体における給与制度の見直しを要請します。

なお、予算編成に当たっては、自主財源の確保、管理的経費の縮減、委託事業・補助事業の見直しなどについて、各団体の自主性を尊重しつつ適正化に努め、安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導します。

- (2) 当該団体の基本財産等についても、確実かつ有利な方法で運用するようきめ細やかに指導します。

9 市民への説明責任

本市の経営方針の一つである「透明性」を確保し、本市の信頼を高めるためには、市民への説明責任を果たすことが不可欠であることから、市民の視点から事業のわかりやすさ、周知の手法に配慮しつつ、事業の実施方法やスケジュールなどについても十分検討します。

10 国の補正予算への対応

国が補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針について別途通知します。